

おお やま ざき ちょう  
大 山 崎 町

## 競争入札等参加資格審査申請要項

### 建設工事

#### はじめに

大山崎町（大山崎町水道事業を含む）が発注する全ての建設工事競争入札等に参加するには、「建設工事競争入札等参加資格審査」を受けなければなりません。

「建設工事競争入札等参加資格審査」を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ申請してください。参加資格の有効期間は下記のとおりですのでご注意ください。

申請書類の提出は、「郵便による申請」のみとします。（持参受付は行いません。）

本要項及び手引きをしっかりと読みいただき、正しく手続をしていただきますようご協力をお願い申し上げます。

#### ～参加資格の有効期間～

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

#### 1 申請資格について

申請を行うには、次のいずれにも該当しない者でなければなりません。

また、建設工事競争入札等参加資格審査申請を行うまでに、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める「経営に関する客観的事項の審査（審査基準日令和5年5月16日以降かつ最新のもの。以下「経審」という。）」を受けた者でなければなりません。

- ① 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- ② 個人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 申請日現在において、市区町村民税を滞納している者
- ④ 申請日現在において、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 申請日現在において、大山崎町が発注した建設工事に関して債務を履行していない者
- ⑥ 経審において選択した直前2年又は3年の事業年度において完成工事高がない者
- ⑦ 大山崎町暴力団排除条例（平成24年大山崎町条例第19号）第2条の(1)から(4)の規定に該当する者

- ⑧ 建設工事競争入札等参加資格審査申請及びその添付書類に故意に虚偽の内容を記載した者

## 2 申請書等の入手方法及び申請方法

(1) 申請に関する要項・手引き及び申請書類は全てホームページからダウンロードしてください。申請用紙等の配布は行っておりません。

(2) 郵便方式のみ

簡易書留、特定記録郵便またはレターパック(青・赤)で下記郵送先まで送付してください。

令和6年12月2日(月)～令和6年12月16日(月)消印まで有効とします。

申請書類郵送の封筒の表・左下には朱書きで「建設工事資格審査申請書類在中」と明記してください。

受領書の通知を送付するための封筒(定型 長形3号 120×235mm、110円切手貼付、宛名記入)を同封してください。また、コンサル・物品・役務を合わせて希望する場合はそれぞれに封筒が必要となります(最大4通)

なお、書類に不備があった場合は通知書に従い、指定された日までに不足書類等を再提出してください。

### 郵送先

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地  
大山崎町 総務部 総務課 管財係  
電話 (075) 956-2101 (内線 371)

## 3 申請時の注意事項

- ① 後日、申請内容について確認を求められることがあります。また、行政書士に申請を依頼する場合も行政書士が十分に質問に答えられるよう配慮してください。
- ② 申請内容について審査の必要があるときは、記載事項を証明できる書類等の提出を求めることがありますので、ご了承ください。
- ③ 申請された内容を基に、大山崎町入札参加資格者名簿を作成します。これにより作成した名簿は公表しますので予めご承知おきください。なお、他の提出書類については、大山崎町情報公開条例及び大山崎町個人情報保護条例等に基づき取り扱うものとします。

## 4 申請書の綴じ方

提出書類は、「提出書類一覧表(建設工事)」に従い、次のようにして提出してください。

書類 1～15	穴を開けてA4フラットファイル（ブルー色）に綴じて提出
書類16～21	クリップ止めで提出（ファイルに綴じない。）

書類は番号順に綴じてください。

ファイルは、A4フラットファイルのブルー色を使用し、表紙及び背表紙の上部に「令和7・8年度競争入札等参加資格審査申請書」と記入し、下部に会社名（商号又は名称）を記入してください。

## 5 提出書類一覧表（建設工事）

**ファイルに綴じる書類**                      ○…必要                      ×…不要                      △…該当する場合に必要

書類	提出書類	法人	個人	提出書式
1	建設工事競争入札等参加資格審査申請書	○	○	様式1-1 様式1-2
2	委任状	△	△	様式2
3	印鑑証明書	△	○	写し可
4	取引使用印鑑届	○	○	様式3
5	市区町村民税に係る完納証明書又は納税証明書	○	○	写し可
6	消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	写し可
7	履歴事項全部証明書	○	×	写し可
8	建設業許可申請書類	○	○	建設業許可申請書 (様式第1号)の写し 営業所一覧表 (様式第1号別紙2) の写し
9	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	○	○	写し可
10	工事経歴書（直前2年分）	○	○	任意様式・写し可
11	技術者名簿	○	○	経審申請時に添付した 「技術職員名簿」の写し
12	業態調書	○	○	様式4

13	経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書)	○	○	写し
14	組合員名簿	△	×	任意様式・写し可
15	事業所所在地等の報告書(建設工事)	△	△	様式5-1 様式5-2

※ 詳細は申請書類作成の手引きをご参照ください。

#### クリップ止めの書類

書類	提出書類	法人	個人	提出書式	注意事項
16	競争入札等参加資格審査申請書類調書(建設工事)	○	○	様式6	※印の欄の商号又は名称を記入してください。
17	建設工事競争入札等参加資格審査申請書 (様式1-2, 1-2)の写し	○	○		押印後の様式1-1及び様式1-2をコピーしたもの
18	業態調書(様式4)の写し	○	○		記入済みの様式4をコピーしたもの
19	経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書)	○	○	写し	<u>A4サイズ</u> でコピーしてください
20	受領書	○	○	様式7	商号又は名称、代表者名を記入
21	返信用封筒	○	○	長形3号	宛名記入(110円切手貼付)のこと コンサル・物品・役務を合わせて希望する場合はそれぞれに封筒が必要(最大4通)

#### 6 申請書類の作成及び記入要領について

申請書類の作成については、「申請書類作成の手引き」を参照してください。

記入要領等不明な点については、お問い合わせください。

大山崎町 総務部 総務課 管財係

電話(075)956-2101(内線371)

(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで及び土・日・祝日を除く。)

## 7 審査結果の通知

資格審査の結果は、申請時に添付の返信用封筒にて通知します。（受領書の送付をもって受理に代えます。）

ただし、提出された書類に不備があり、通知書に従って再提出期限までに不備書類を提出されない場合は、不受理とします。（この場合において、提出された書類は破棄処分とし、お返しできません。）

## 8 申請書等の記載事項の変更

申請後、次の事項に変更があった場合は、「競争入札等参加資格審査申請記載事項変更届」により、下記提出先あて速やかに届けてください。（持参・郵送ともに可）

<提出先>

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地  
 大山崎町 総務部 総務課 管財係  
 電話 (075) 956-2101 (内線 371)

変更事項	添付書類	
	個人	法人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号又は名称</li> <li>・主たる営業所の所在地</li> <li>・法人の資本金額、出資総額</li> </ul>		履歴事項全部証明書 (写し可)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書 (写し可)</li> <li>・委任状 (該当者のみ)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可番号</li> <li>・許可年月日</li> <li>・許可業種</li> </ul>	許可通知書又は許可証明書(写し)	許可通知書又は許可証明書(写し)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任者(委任状提出者のみ)</li> </ul>	委任状	委任状

## 9 競争入札等参加資格の承継

競争入札等参加資格を持つ者が次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望する場合は、「建設工事入札等参加資格承継申請書」によって速やかに届け出てください。届出がない場合は、資格がなくなります。

添付書類等の詳細については、お問い合わせください。

事 例	承継できる者
建設業者が死亡したとき	相続人
建設業者が老齢又は疾病のために建設業に従事できなくなったとき	生計を一にする同居の親族
個人、協同組合等が法人を設立したとき	設立された法人
法人又は個人が合併したとき	合併によって成立した法人
法人又は個人が建設業の営業の全部を譲渡したとき	営業の全部を譲り受けた法人
法人が営業を分割したとき	営業を承継した法人